

## 山梨県立大学看護学部臨床教授等の称号付与に関する規程

(平成23年5月11日制定 看護第4308号)

(目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学看護学部（以下「本学部」という。）における臨床看護学教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨地実習教育指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、本学部と実習及び卒後臨床研修等の指導に関する協定を締結した医療機関等（以下「実習等協力機関」という。）に所属する臨地実習の指導等に当たる者とする。

(申請)

第4条 臨床教授等の称号付与の申請は、当該看護学領域の教授又は准教授が学部長に対して行う。

(選考手続)

第5条 臨床教授等の選考は、教授会の議に基づき看護学部長が行う。

(選考基準)

第6条 臨床教授等として選考できる者は、看護師、助産師、又は保健師のいずれかの免許を有し、人格的に優れ、臨床能力及び教育上の能力がある者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 臨床教授は、原則として修士以上の学位を有し、臨床経験が20年以上の者

(2) 臨床准教授は、原則として修士以上の学位を有し、臨床経験が15年以上の者

(3) 臨床講師は、原則として修士以上の学位を有する者又は臨床経験が10年以上の者

(職務)

第7条 臨床教授等は、所属する実習等協力機関において、学生に対する臨床実習指導等に必要な職務を行う。

(称号の付与期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床実習の指導に協力する当該年度内限りとする。ただし、期間の更新は妨げない。

(通知)

第9条 臨床教授等の名称の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(称号付与の取り消し)

第10条 臨床教授等の称号を付与された者が、その称号を保持するのに適当でないと認めた場合は、看護学部長は教授会の議を経て称号の付与を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項については、看護学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。